

第9回 世田谷区本庁舎等整備審議会 議事録

- 日時 平成21年7月7日（火） 19:00～20:42
- 場所 世田谷区役所第一庁舎 庁議室
- 出席者 在塚委員、照井委員、中林委員、牧委員、松島委員、井手委員（代理：行方委員）、田名部委員（代理：山田委員）、大場委員、河原委員、杉田委員、後藤委員、斎藤委員、額賀委員、倉本委員、上野委員、黒木委員、竹内委員、中村委員、柳田委員
- 次第
- 1 審議
 - （1）第8回審議会の論点整理（資料9－1）
 - （2）答申書（案）（資料9－2）
 - （3）第10回審議会の日程確認
 - 2 その他

■議事経緯

【会長】 ただいまから第9回本庁舎等整備審議会を開催いたします。

委員がご欠席でございますが、2分の1以上の委員出席でございますので、審議会は成立しております。

それでは、まず本日の配付資料の確認について、事務局からお願いいたします。

（「配付資料の確認」）

【会長】 それでは、審議会次第に沿って進めてまいりたいと思いますが、終了時間はおおむね8時30分を目安としたいので、進行のご協力をお願いいたします。

それでは、審議（1）第8回審議会の論点整理について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、お手元の資料9－1をごらんください。

まず、答申書（素案）に対する意見ですが、素案の構成などについては、具体的な答申文書を配る前に骨子を議論して、了解が得られてから文章化すべきだ。毎回の議事要旨があるので、それを集大成すれば、審議会の議論が反映された骨子になる。諮問は基本的事項についてなので、基本的な考え方をまず表明すべきだ。

また、本庁舎の役割をおさえた上で、区民サービス面や機能面がどうあるべきかを書く

べきだという意見がありました。

(2) (素案) に付記・強調してほしい事項などについては、今後どんなプロセスで整備を実現するのかについて、区民意向を十分反映することを盛り込むべきだ。

また、建物ではなく、機能が最も大事だ。防災面、環境対策などの機能が果たせる建物であるべきだ。空間的な広さだけでなく、行政の効率化の確保が重要だ。そのためには、情報装備の問題にも触れてほしい。

委員の私案と区の家が対立しているように見えるが、両方とも実現の可能性はある。いろいろな可能性があるということを明確にして出してほしい。

本庁舎の建替えによって支所などの機能配置がどう変わるのかも検討課題とすべきだ。また、環境面からの庁舎のあり方についても詰めるべき課題だ。

「現在未曾有の経済不況の社会環境の中で、営業に支障を来し、生活不安、就職難など、深刻化する区民の生活実態の中では、区は区民生活の支援と負担軽減を第一に考え、庁舎整備検討の継続は必要ではあるが、実施の結論は慎重にすべきだ」という文言を加えてほしい。

審議されたことが大体まとまっている。総体的にはこの試案で結構だ。付属資料には触れているが、改築、改修などについても検討したという事実を本文にも入れたほうがよい。

「老朽化が進行し」と書いてあるが、審議会では老朽化の進行について審議していない。また、「耐震性が確保されていない」と記述されているが、耐震強度は0.67あり確保されている。言葉の使い方が違う。

災害に強い建物が一番だ。世田谷の環境に合った建物、地域の方に喜んでもらえる建物ができたら最高だ。

2 ページ目へまいります。地震が起きた場合、区民をどう助けるのかを強調してほしいという意見がありました。

(3) 答申書(素案) を了承する意見としては、わかりやすくよくまとまっている。安全で利用しやすいという点を基本に考えておけば、利用者には十分満足してもらえる。

この内容で十分ではないか。付属資料を見ればわかることもたくさんある。

網羅的によく整理されているという印象を持った。項目の軽重はあると思うが、すべてについて触れられている。また、いろいろな意見が出て収れんしないので、こういう内容にならざるを得ない。

増築、改修、改築などいろいろな言葉が出てきたが、問題を一举に解決できる方法としては、この答申案でよろしいのではないか。

素案の内容はよくできている。現敷地と現物を残しておく、新庁舎を立てる際に狭くなる可能性が大きい。

4 頁目に「審議の成果はこれからの検討に受け継がれ、機能的で適切な規模の庁舎とするなど、コストを抑える配慮をし、健全な財政運営のもとで区民の安全・安心を守り、区民サービスの向上を目指した本庁舎等の実現に寄与することを期待する」とあるが、そのようにお願いしたい。

あらましの意見が出そろった。審議会の方向は間違っていないので、事務局、会長が意見を取りまとめて、区長に答申するのが筋ではないか。

区の建物は区民のためにあるべき。目や体の不自由な方、高齢者にとって、少しでも利便性のある建物になってほしい。建物にセンチメンタルなことを求めても区民の利益には寄与しない。最強の建物をつくって、世田谷の誇りにしたいという意見が出ました。

(4) 文化的価値については、こういう形で本庁舎などを整備してほしいという審議会の姿勢が必要だ。位置づけの問題、位置の問題、それから文化的価値の問題が生煮えの状態だ。

日本を代表する建築家が設計したプラス面が評価されていないのは、文化行政的に見て寂しい。区役所をどのように整備していくかは、広い意味で世田谷の地域づくり、まちづくりの一環だという意見がありました。

3 ページ目へまいります。一方、文化財や文化的な価値は何をもって見出すのかが疑問だ。建物ができた時代背景などが価値として認められるのであって、建物の外側だけ残したのでは意味がない。文化的な価値は、この庁舎に関しては見出す必要はないと思う。

時代は変わっていくので、残すことにどれだけの価値があるのか。現在、各区で近代的な役所の整備が行われ、一般区民から見て、非常に仕事がやりやすそうで、機能も素晴らしい。文化的価値がすべてではない。

歴史や文化ではなくて、広い土地でよい就業環境を実現して、23 区の中で一番大きな区にふさわしい新庁舎をつくるべきだ。

日本は地震国であることを忘れて文化と言っている。文化で人間の命をどうやって助けるのか。

安全で利用しやすいというのを基本で考えればよい。建物に入って「これはすごい」と

いう感覚の人もいないわけではないが、ほとんどの人は安全で使いやすければ十分満足いただけるという意見がありました。

2点目、庁舎整備の方法の議論についてですが、プランを決め、本庁舎問題を決定するのは最終的には区民だ。また、世界中から知恵を集める設計コンペをやるべきだ。

「改築すべき」ということについて審議会ではまだ完全に結論を出しておらず、幾つかの方法があるので、それを検討すべきだということになっているはずだ。

「解体処理時にかかる環境負荷の推計」という私的な資料を提出した。いかにコンクリートの建物を壊すことが環境に悪い影響を与えるかを認識してほしい。

公共建築物は区民の財産であり、これをどう使い続けていくか、税金でよりよいものをどうしたらつくれるかを議論しなければならない。

本庁舎はスペースも執務環境もよくない。4万5,000㎡は必要だという話は理解できた。空地を少しでも広げたい。この辺である程度の目的を決めたい。技術的なことはわからないので、そこは専門家に任せるべきだ。

3点目、委員私見については、事務局から前回説明のあった委員私案について、日影規制、容積率、斜線等で建築基準法に違反していること、既存不適格の建物である第一庁舎、第二庁舎を残した形で増築や大改修をすることは、法律上認められていないこと、工事期間中、第二庁舎のかなりの部分が使えず、1万㎡を超える仮の庁舎と駐車場が必要となるが、近場では手に入らないことから、実現の可能性は極めて少ない案であるという説明を行い、これに対して提案者からいきなり1万㎡の仮庁舎がこの近辺にないからというのではなく、第一庁舎も第二庁舎も、増築の工事をしているときは使っていられる。増築の部分2万3,000㎡をつくって、最後につなげるときに、その部分の壁を壊せばいいだけだ。仮庁舎は必要ない。第三庁舎の分だけ、とりあえずどこかに仮庁舎をつくればいい。

また、有形指定文化財として評価できる建物であり、指定されれば建築基準法などから外れてくると思う。既存不適格建築に関しては、都市計画的な手法と国土舘大学を含めた地区計画をかければ多分解決する問題ではないか。結論を出すのはまだ早いという意見がありました。

また、委員の私案の可否は区長が最後に決めることであり、全面的に否定した発言は控えるべきだ。

審議上何が可能で、何が不可能かについて、専門的な意見を注入してもらわないと議論が進まない。その意味で事務局の説明は意味がある。

最終的には審議会の議論をまとめるのは我々だ。場合によっては多数決かもしれないが、最後は我々が判断すればいいという意見が出ました。

最後、4点目ですが、答申に向けた意見としては、審議会の席上では、委員が意見を一言ずつ話すだけでディスカッションになっていない。議論をどうまとめるのかを示してもらいたい。

事務局と会長、副会長で、どうまとめるのかを検討してほしい。起草委員会も一つの方法だと思う。

7回も議論して、新たなものが出てくると、それが議論の材料になって後戻りすることはしないでほしい。あと2回で終わりにすべきだ。

素案に対していろいろな意見が出た。これに基づいて、もう一步進めた案を次回提案する等の意見がありましたので、後ほど事務局から答申書（案）をご説明いたします。

説明は以上でございます。

【会長】 ただいま事務局のほうから、前回の論点整理について説明がございました。これについて意見、ご質問ございましたら。どうぞ。

【委員】 意見ということじゃなくて、このまとめの1ページ目の（2）の真ん中辺なんですけど、「委員の私案と区の家が対立しているようにも見えるが、両方とも実現の可能性があると思う」と。こういうふうに発言されている。ところが、これは委員の意見は出ていますけれども、区役所が、要するに役所側のほうからは対立案は出ていないんです。これを審議会ではちゃんと共通認識をしておかなきゃいけない。というのは、区側は白紙の状態での審議会に臨んでおりますと再三確認をとっているわけですから、白紙の状態であるにもかかわらず、ここに対立案があるような、そういう誤解を生じるような議事録は共通認識としてはちゃんと整理すべきである。

以上です。

【会長】 わかりました。その点は大変重要な話ですので、きちっと整理をしていただきたいと思います。

【庁舎計画担当課長】 調査研究報告書で出されています改築のプランについて、一つの事例として改修との比較において説明させていただきましたが、それは区として具体的にプランをした検討したものでは全くございませんので、委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

【会長】 そのほかにございませんでしょうか。

それでは、ございませんですよので、次の審議（２）に入ります。

前回、事務局より答申書の素案が示され、皆様方からさまざまな意見や要望をいただきました。答申は審議会として区長に答申しますので、出された意見をすべて載せるものではございません。

こうした観点から、今回作成していただいた委員の答申イメージや、前回の審議会が出された意見などを踏まえて、審議会としてまとめたことについて案を作成させましたので、事務局から説明をお願いします。

【庁舎計画担当課長】 それでは、資料９－２、答申（案）についてご説明いたします。

前回、答申（素案）をお示ししましたところ、素案のとおりでよいというご意見を多数いただきましたが、追記等をしてほしいというご意見も幾つかいただきました。また、今回、机上に配付しましたように、委員より答申のイメージを作成して、送付していただきました。そこで会長の指示を受けまして、委員の答申のイメージどおり、「はじめに」の部分の挿入するとともに、本文につきましてもなるべく委員作成の原文を採用させていただきました。

また、前回の素案に対して出された意見のうち、特に反対意見がなく、審議会として共通認識であると考えられる事項について追記いたしました。例えば基本的事項について聞かれているのだから、基本的なあり方を最初を書くべきだというご意見や、情報通信技術についても記載すべきだ。あるいは厳しい社会状況の中で区民の負担で整備するのだから、このことも考慮すべきだとのご意見については反映しました。

ただし、例えば現庁舎の文化性についても記述すべきという意見があった一方で、現庁舎の文化性に対する疑問や区の庁舎に文化性を求めること自体への反対意見も多く出されましたので、答申（案）本文には反映しておりません。

ただ、このように審議会では意見は出されましたが、最終的に共通認識に至らなかったことから、答申書に記述していない意見につきましては、資料１２ページに「その他の意見」として記載いたしましたので、資料１２ページのほうをお開きください。

ここには答申本文には載せていないその他意見として、本庁舎等に求められる「文化性」に関する意見、低環境負荷に関する意見、分庁舎等の区有施設の再活用に関する意見、区民会館のあり方に関する意見につきまして、委員の私見をもとに作成いたしました。資料の全体を通じて、前回の素案に追記したもの、あるいは変更した箇所は下線を入れてある

部分です。

それでは、本文の２ページに戻りまして、答申（案）本文についてのみ読み上げさせていただきます。

世田谷区役所の第一庁舎、第二庁舎及び世田谷区民会館は、建築後約４０年から５０年が経過しており、その時代の要請に応じて、これまで改修や増築等を繰り返してきた。この間、世田谷区は人口の増加や国や都からの事務移管等に伴い、事務量や行政需要が飛躍的に増大し、区民会館を含む本庁舎等は、現在、さまざまな課題に直面している。本審議会では、この本庁舎等の現状と問題点を踏まえ、諮問事項である「世田谷区役所本庁舎等の整備に関する基本的事項について」慎重に審議し、次のように答申をとりまとめた。

世田谷区の最大の特徴である地域行政制度における本庁舎は、総合支所の調整機能を担う一方、区としての政策方針の策定や危機管理における本部機能など、専門性の高い事務や集中化によるメリットのある事務等を担うと同時に、一部行政サービス実施機関としての役割を担っている。

世田谷区における本庁舎等の基本的なあり方は、将来にわたり区民の生命と財産を守るために、庁舎が高い耐震性を備えると同時に、災害発生時には区全体の被害状況を把握し、救助・復旧などを行う司令塔としての災害対策本部機能を備えること、また、新たな社会状況の変化に対応できる機能的な庁舎であるとともに、誰もが快適に利用できる区民のふれあいと交流をはぐくむ開かれた場であることが必要である。さらに、国際的にもますます重要性を増す環境問題にも率先して取り組む必要がある。

現本庁舎等における区民サービス面では、本庁舎等の狭隘化が著しく、また、窓口などが分散しているため区民にとってわかりにくくなっていること、ユニバーサルデザインへの対応が不十分であること、防犯・セキュリティーを確保する必要があること。災害対策面では、大規模地震を想定した本庁舎等の災害対策本部としての必要な耐震性が確保されていないこと、スペースが不足していること、災害対策用設備の不備があることなど。また、環境対応面では、省エネルギー型設備の導入が不十分であることなど、さまざまな問題点や課題について、抜本的な解決を図る必要があることが確認された。また、これからの行政運営には、区民生活の利便性、地域社会の活性化、行政事務の効率化と高度化などに対応できる情報通信技術（ＩＣＴ）が求められる。急速に進化する情報通信技術に将来的にもできるだけ対応が可能な庁舎が必要であると確認された。

課題等の解決にあたっては、まず、世田谷区が従来推進している地域行政を今後とも維

持展開しながら、社会状況の変容など時代の要請により、随時、見直していくこととし、審議会は現在の地域行政を前提として審議することを確認した。

また、行政運営の将来展望を見据え、地域福祉や教育などのさまざまな区政課題を着実に推進していくこと総合行政の観点からも、改善を図らなければならない。

本庁舎等の整備の前提として、本庁舎の規模（延床面積）は、本庁舎が備えるべき機能を十分に備え、分散化と狭隘化を解消するためには、少なくとも45,000㎡程度を確保することが望ましい。また、区民に開かれた区役所となるよう区民の自発的な活動の場の確保も望まれる。

現庁舎の課題や問題点を抜本的に解決し、これからの社会の要請に十分に対応できる区役所本庁舎等のあるべき姿を実現するための方法を検討した結果、本庁舎等の一部または全部を取り壊し、改築することが必要である。

なお、本答申にとりまとめた世田谷区役所庁舎に求められる計画条件とその基本的方向に関する多様な意見を踏まえて、庁舎整備に関する計画の具体化については、財政面や地域運営の観点を含めて庁舎整備の基本構想や基本計画等の中で検討されて、決定されることを期待する。

また、具体的な本庁舎等の計画や設計などにあたっては、様々な知恵や工夫を広く集めることのできる取り組みを行い、世田谷区の歴史と未来にふさわしい庁舎となることが望ましい。

また、場所については、本庁舎等の歴史的な経緯等から、現在の敷地が望ましいと考える。

しかし、より交通至便な場所への移転の可能性について、今後、検討が必要である。

なお、本庁舎等の整備にあたっては、厳しい社会・経済状況の中で、その経費が区民の負担によってまかなわれることを考慮し、区民の理解を得ながら進められたい。

本審議会の審議成果が、これから展開される検討に受け継がれ、機能的で適切な規模の庁舎とするなど、なるべくライフサイクルコストを抑える配慮をし、健全な財政運営のもとで、区民の安全・安心を守り、区民サービスのさらなる向上を目指した本庁舎等の実現に寄与することを期待するものである。

以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。ただいま説明がありましたとおり、前回いただいたご意見を踏まえ、答申書（案）として取りまとめさせました。前回の素案の段階

で、「答申書をおおむね了承する」というご意見も多数出されておりましたが、また、「順番に意見を聞くだけでは審議になっていない。」という意見もありました。

そこで、まず、今、説明があった答申書（案）について、審議を行いたいと思います。

ご意見のある方は簡潔にお願いいたします。いかがでしょうか。

【委員】 よろしいですか。今、答申（案）の説明を受けたんですが、付属資料がついておられますね、その後ろに。これについては説明はとりあえずなしということで、各自読んでおくということでしょうか。

それで、付属資料の中で用語の定義というところがあるんですが、これは答申（案）の4ページの下から4行目の「本庁舎等の一部または全部を取り壊し、改築することが必要である」という、この改築の部分について用語の定義というのが資料10ページですか、そこで改築というのが①と②というのがあるって、「庁舎の一部または全部を取り壊し、新たに庁舎を建てること」というのと、②が「同一の敷地で建替える場合、あるいは別の敷地に建てる場合」というのが書いてあるんですけども、これですと、以前8回目の2の資料で配られた中で用語の定義というのが書かれているんですけども、その改築という中で、委員私見、「増築、大改修による再生計画」、それと事務局資料、「現敷地で改築した場合」という2つの項目が書かれているんですが、この①と②というのはそれに対応しているということですか。

【庁舎計画担当課長】 今、2点お尋ねがありましたので、ご説明いたします。

付属資料につきましては、こちらも前回お示ししてあるものに、今回、前回の意見等を踏まえまして書き加えたものについてのみ下線を引いてあります。実際に変更を加えた点は資料の4ページと7ページ、そこに情報化に関する記述を加えるべきというご意見がありましたので、それを加えてあります。

それと、資料の12ページ、これは今回、委員から送られたものを、答申書に反映していない部分をその他の意見として新たにページを起こして、加えたものでございます。そのほかについては、前回と変更はございません。

【委員】 それでは、前回のときにちょっと発言が漏れてしまったと思うんですが、改築という部分が一般の方が読んで非常にわかりにくいんです、その2つ。ですから、この8の2で出していただいた資料のように、改築に関する考え方が2つ、増築、大改修による再生計画というのと現敷地で改築した場合という、わかりやすい文言で書いてほしいんです。一部壊して改築とか、そういうのだと一般の方が読んでもわからないんです。だか

ら、新たにそういう提案を、ここの8の2の資料で非常にわかりやすく出していただいているので、そういう具体的にわかりやすい形で示していただきたいんですけど。

【会長】 8の2というのはどこを言っているんですか。

【委員】 8回目の資料の2です。

【庁舎計画担当課長】 提案なんですけれども、そうしますと資料の10ページの用語の定義につきましては、第6回審議会で確認された事項ですので、これはこのままとしたんですけれども、前ページの資料9ページの一番下の部分に、委員が出された「委員の私見の具体的な整備（建築）の方法についてご提案がありました」の部分を、今、委員ご指摘の資料8の2の裏面のように具体的に書くということではいかがでしょうか。

【委員】 一般の方が読んで、要するに改築という言葉自体が一般の方が非常にわかりにくい言葉を使っているんです。実際、建築の専門の用語定義からいくと、改築というのは本来使えない言葉なんです。今回の建物に関しては、新築か、増築プラス改修というものが本来の言葉ですけれども、改築ということで私の私見を入れておいていただけたので、用語の定義として私はいいなと思っていたんですけれども、よりわかりやすいように入れていただければ、それは結構です。ですから、改築の定義じゃなくて、先ほど言いましたように、9の資料の委員の私見の中に入れていただいても結構でございます。

【会長】 よろしくをお願いします。ほかに。どうぞ。

【委員】 この原文について、ほかの委員さんからご意見があらうかと思いますが、まず、もしこの原文をそのとおり受け取りましょうという場合には、この部分をちょっと加えてほしい。今日の特に委員から答申のイメージというのが出ていますから、これらについても委員のご意見を尊重してご説明をいただきたいと思いますが、まず私のほうでこの成文に対して2、3、これを加えていただければありがたいということを申し上げます。

まず、今日配られた資料では4ページの上から4行目になりますか、「審議会は現在の地域行政を前提として審議することを確認した」という一文であります。この「地域行政を前提」は少し曖昧なんです。これについては、区のほうではちゃんとした理念をお持ちでいらっしゃるんです。ですから、「地域行政の基本的な理念を前提として」というふうに加えるべきではないかと私は提案申し上げます。この「基本的理念」というのは、私が説明するより事務局のほうでご説明いただいたほうが正確である。それが1点目。

2点目は5ページの上から5行目ぐらいになります。これはあくまでもこの成文をよいとして前提した場合の文言でございます。ほかの委員さんのご意見、これはちょっとまず

いよという場合には、またそれについては議論していただきたいと思いますが、まずこれを了承するならば、「様々な知恵や工夫を広く集めることのできる取り組みを行い、世田谷区の歴史と未来にふさわしい庁舎となることが望ましい」という、この文言でございますが、私がちょっと入れていただきたいという面は、「具体的な本庁舎等の計画や設計などにあたっては、公平・公正、透明性を担保し、様々な知恵や工夫を広く集めることのできる仕組みをつくり、世田谷区の歴史と云々」というふうに文言を入れていただければありがたいというのが私の意見でございます。

【会長】 わかりました。

【委員】 以上で結構です。とりあえず。

【会長】 事務局のほうから何かそれについて。

【庁舎計画担当課長】 今、委員のほうから、地域行政の基本的な理念ということでございましたので、若干ご説明させていただきます。

世田谷区の地域行政の基本的理念でございますが、「世田谷区独自の地域行政とは、都市としての一体性を保ちながら区民自治の実を上げるため、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として地域の実態に即したまちづくりを展開するとともに、区政への区民参加の促進を図り、区民自治の確立を目指すものである」というのが基本理念でございます。したがって、今、委員ご提案のように、地域行政を前提としての部分に「地域行政の基本的理念を前提として」と入れることについては、より意味が明確になると事務局としては今聞いて、考えました。

以上です。

【委員】 では、関連して。「地域行政」という言葉が最初に出てくるのは2ページ目の中ほどなんですけれども、「世田谷区の最大の特徴である地域行政制度における本庁舎は」というふうに書かれても、わからない方が多いのではないかと私は思いました。それで、パラグラフが終わって、「担っている」の後に「すなわち」などと書きまして、「3層構造」という言葉を使うかどうかわかりませんが、少し説明をする必要があるというふうに思ったのが1つの意見です。ほかにもありますが、いつ言ったらいいよくわからないんですけど。ついでにいいですか。

【会長】 ええ。

【委員】 委員の今日のこれは今回ここで初めて拝見しまして、その要点、要点が今回の案に入っているというお話ですが、全体を読んでいったイメージは、後でご本人がお

っしゃるかもしれませんが、ちょっと違う面も多く、ほかにもありますが、特に少数意見というんでしょうか、その他の意見のようなものが事務局案ではごく小さく扱われているのに対し、委員案は、答申の中にそういう重要なポイントが少数意見であっても入っているというところは、大きな違いの一つではないかというふうに思いました。

私の意見を別の点から今言っているのでしょうか。

【会長】 いいですよ。

【委員】 文化性ということについて、議論はしてあるようであり、してないようでもあるんですけど、区庁舎を考えるときの文化性というのは何かなというふうに考えると、それは単にというか、有名な建築家が建てた作品であるという意味ではなく、ある時代にこの世田谷区という土地で、こういう庁舎、並びに区民会館をつくるという考え方でこういうものができたと。そこに一つの文化があると思っています。つまり立派な効率のいいというのではなく、「住民にとって親しみやすく開かれた」、そういうコミュニケーションのとれる場のある、あり方というのを4つぐらいのコンペの中で世田谷が選んだ。その選んだ理由の文章はなくなったと言われましたけれども、それが選んだ理由に違いないということなわけです。それが特徴だったわけですから。

そういうものを継承すべきかどうかをちゃんと検討する。この原案は悪い点がいっぱいあるから、そこを直すというふうに始まっているわけですけども、文化的に考えるとしたら、まず区庁舎はどういう特徴があったと。つまり、この案の具体的なことでいうと、「世田谷区役所の第一庁舎、第二庁舎及び世田谷区民会館は」の後に、こういうものであったというふうに、そう長い説明でなくてもいいので、評価できる点があったから、そのようになった。それが世田谷区にとって誇るべきありようだったと私は思う。それが継承すべきことではないかと思うんです。

この事務局案の答申の本文でなくて、後ろのほうにいくと、かぎ括弧でこれが大事ということが書いてあったりするんです。大事なこと。つまり交流、資料5の一番に区民活動・交流拠点としての場と書かれ、資料5の下から2行目に、ほかにもあまりかぎ括弧で強調してないのかぎ括弧して、「重要な視点です」と突然書かれるわけですけども、それは書かれてないけれども、ここにいる人々がそれは継承しているんだと思うんです。それは表明したほうがいいと思う。それを継承するんだというふうに書かれることによって、それが文化的なありようではないかなというふうに思うのが1点で、ほかにもありますが、とりあえずここで切ります。

【会長】 そうですか。今のご意見について、何か事務局のほうでコメントすることはありますか。

【庁舎計画担当課長】 まず、1点目の地域行政制度の説明を入れたほうが良いとおっしゃるのは、確かにそのとおりかもしれません。

それと、今の文化性の話なんですけれども、3ページ目の一番上に基本的な理念として、「誰もが快適に利用できる区民のふれあいと交流をはぐくむ開かれた場であることが必要である」という文言を今回入れさせていただいたんですけれども、これを冒頭に現庁舎の評価として入れたほうが良いということでしょうか。

【委員】 前よりはよくなっていると思います。ただ、私の意見として私が言いましたのは、最初、ちょっとそういうことが書かれてもいいというふうには思います。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 答申イメージという別紙を送らせていただいております、こま切れに採用いただいて、ちょっととまどっております。私のイメージというのは、本文で言うことというのはおそらく2つか3つしかないんじゃないかということです。私の書いたメモで、そんなに時間はかけられなかったのも、またワープロミスも直していただいたりしていますけれども、今日で9回目になりますか、私はここで議論してきたんですけれども、とにかく少なくともさまざまな意見が併論で出てきているということを8回やってきたというのが前提です。私は答申文で述べることは3つだろうというふうに判断しました。

1つは、現状で狭いのは紛れもない事実でありまして、どれぐらい必要なのかというのが4万5,000㎡ぐらいというのが1つの答申の本文の骨子の1です。

2番目の「なお」というところで私が言いたかったことは、多数の意見を踏まえて、つまり両論併記じゃなくて、多論併記で答申をすべきであるというのが私の意見です。多数決をとるわけでもなくということ、あるいは議論を、いわゆる討論、ディスカッションをするわけでもなくということであれば、1人の方がつぶやいた意見も、多数の人が言った意見も同じ扱いをすべきだというのが、私の2つ目で最も言いたかったことです。前回見せていただいた素案の文章をなるべく下敷きにしようかなというふうに発想したものですから、ややその辺が見えにくくなっているかもしれませんが、星印で1とつけているところが私としては2番目に重要なポイントだと思っています。

3番目に、この審議会では基本的事項ということで、いわゆる計画論、本庁舎とはどう

あるべきかという計画を議論したのであって、どう設計するかという、物をつくるという議論をしたわけではない。そういうふうを考えていますから、設計については別途進められるんだと思いますけれども、議論がいろいろとあって、いわば収斂していないという前提に立ち、かつどうもここでの議論は、私どもの頭だけでは最適な形といえるでしょうか、最適な計画論が出てくるとも思えないところがあって、私1人の意見かもしれませんが、設計に当たってはコンペをぜひ実施していただきたいというのが意見です。

計画論と設計論と、それからその前提になる4万5,000㎡ぐらいの規模が必要なのではないかということが本文というふうに考えました。したがって、1ページの下の段の計画の具体化にあたって留意されたい意見等というのは、ただ単に留意すべきということではなくて、不十分だとは思いますが、さまざまな意見があったということを多論併記で示すべきだというふうに考えたわけです。

その際、幾つかの見出しをつけないと何の議論をしているのかとか、あるいはどういう意見がどういう位置づけなのかというのがわかりにくいかなということで、社会性、機能性、空間性、構造的性、設備性、文化性という思いつきのような言葉がいっぱいありますけれども、6つほどに分けて、私なりにこの場で頭に残っている議論を整理させていただきました。すべての議事録をつぶさに当たったわけではありませんので、落ちている委員の意見等が多々あるような気はしておりますけれども、私としては幾つかの意見が6つほどの軸で整理できるのではないかなと思っております。

その重要な本庁舎等の整備計画を考える計画論としての6つの軸の1つとして、文化性ということを挙げております。したがって、私としては機能、構造の問題であったり、空間、狭さの問題であったりすると同じように、文化性の問題というのも重要な多論併記の中のひとつだというふうに考えております。

その他の意見というのは、これまでの審議会でも十分時間を割いて議論できなかった重要課題というふうに考えております。コストの問題、何億円かわかりませんが、二百数十億円かかるとすると、80万人区民とすれば、1人当たり3万円ほどかかるわけですから、1人3万円というと、今、政府が出している定額給付金よりも倍ぐらいのお金が使われるようになるわけですから、その点も含めてコストは、建設工事にかかるイニシャルコストと経常的に必要となるランニングコストをあわせてきっちりと検討していただくというのは大事な課題だと思いますし、同時に工事にかかわる環境の問題も大きな課題だと思っております。

それから、ほとんど議論をされてこなかったんですが、分散した庁舎を集中した後、どういうふう到现在の本庁舎機能として使われているさまざまな分庁舎等を再利用するのかということも非常に重要な課題だと私は思っているんですけども、今後、きちっと議論をする必要があるだろう等々示したつもりです。

したがって、私の意見をということで、付属資料の資料2のその他の意見というところにまとめられてしまうと、私のイメージとはやや違っているなというつもりであります。基本的には、本文という書き方はしたのですが、裁判でよくある言い方と言うと、主文に相当するのが3つぐらいの話で、それを説明するための文章が答申としては、いわば本文ということになるんだと思います。

したがって、付属資料というのは、おそらく今後、この審議会の答申というのが表に出ていくときには、一緒に出ていくものではないと思いますので、私としては文化性の問題、あるいはコストとか環境問題についても、これが答申書ですというふうに世の中へ出ていくときに、必ず一緒に出ていってもらいたいというふうに考えています。したがって、私のイメージからいえば、その中に幾つか落ちてしまった項目があるかなと思っているということです。

【会長】 どうもありがとうございました。これにつきまして、ちょっと事務局のほうからご説明をお願いします。

【庁舎計画担当課長】 まず、今回、会長から指示を受けましてまとめた内容といたしまして、本文につきましては異論などがなく、審議会として確認された事項をまとめてございます。

それが1点と、それから付属資料についての取り扱いですけれども、こちら答申とセットで区民等に公開していく予定で考えております。

以上です。

【会長】 今のお話についてまだ何かございますか。

【委員】 うーん。

【委員】 私もさっき指摘したように、少数意見をもう少しはっきり入れるというのは委員も同じ意見だと思います。どうぞご配慮くださいということですが、異論がないものをまとめたとおっしゃるんですけども、私は1人がおっしゃったものでも入っているものもあり、複数の人が主張したもので入っていないものがあったり、この原案の取捨選択のお考えというのを委員長に1度伺いたいなと思っていたことでもあります、それ

はこの具体的な案に関する具体的な意見として、次の話題にさせていただいてもいいのでしょうか。

【会長】 いいですよ。

【委員】 先ほどの4ページの上のほうの地域行政の基本的理念を前提としてやっていくということですが、異論がないとおっしゃったんですけれども、私は本来は基本的事項という中に、建物だけの話ではなく、3層構造を将来像としてどう描くかということは重要な議論だと思っていましたけれども、それはごく少数意見だったんだと思うんですけれども、少数意見を書くところがあるとする、総合支所をより充実していくというのが今後の防災、あるいは高齢者が身近なところでサービスを受けることができるのか、幾つもの点でそちらの方向でいくべきで、そういう考え方を示すというのは、この審議会であっていいことだというふうに思っておりますので、少数意見でもそういう考えが重要なものとして書いていただくと大変ありがたい。

ただ、ここでは今の地域行政の基本理念を前提として審議すると。でも、基本理念よりも現状を前提として話さなくてはいけないというふうに言われたかと思うんですけれども、その辺をもう少し書き込んでいただきたいというのが1つの希望です。

それと、それに引き続いてある文章は説明が少し足りないような気もしましたが、具体的にどういう内容になりますでしょうか。

【会長】 この「また」のところですね。

【委員】 はい。目的語がないので。

【庁舎計画担当課長】 目的語といたしまして、確かにご指摘のとおりで、庁舎問題の改善を図らなければならないというふうに、ちょっと文言は整理させていただくとして、加筆をしたいと思います。

【委員】 つまり地域福祉や教育を特記したいということになるわけですね。

【庁舎計画担当課長】 庁舎問題はハード面だけでなく、区行政全般にとっての観点からも、総合行政の観点から見ても改善していく必要があるという意味でございます。

【委員】 それで、地域福祉や教育を例として出したと。

【庁舎計画担当課長】 そうです。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 1回切ります。

【委員】 今、総合行政の話を委員がおっしゃっているように、今後、世田谷区の総合

行政と庁舎問題というのは非常に重要なかわりを持ってしまして、第2回の審議会のときですか、前の部長が総合行政の現在のあり方を是として、この審議会をやってくれというお話があったので、それを前提にしてお話をさせていただいているんですが、これは非常に重要な問題でして、総合行政によってこの下の4万5,000㎡というところに引っかかりが出てくるわけです。

この4万5,000㎡というのは、総務省の1人当たり23平方メートル必要だという、職員数からすると4万5,000㎡ぐらい必要ですよという割り出し方で、これはみんなが納得していますけれども、ほんとうにこの場所で4万5,000㎡の建物を建てていいのかという議論は1度もしてないんです、この地域で。この住居地域の中にこの巨大な4万5,000㎡の建物をほんとうに建てちゃっていいんですかという議論は、この会では1度もしてないはずです。面積は4万5,000㎡という話はしていますけれども、この地域にその4万5,000㎡がふさわしいのかという議論はしてないんです。

ですから、総合行政のあり方とこの4万5,000㎡というのは非常にリンクしてくるわけです。ですから、その辺をきちんと答申書のほうで書いておかないと、ここに4万5,000㎡の建物が建つということは、近隣住民にとっても大変なことであるし、ほんとうにこの住居地域にそういう庁舎としてのあるべき姿なのかということは、この審議会ではきちんと議論されてないはずなんです。

そうすると、前から言いましたように、ここの場所がふさわしいのかということも含めて議論が展開されないと、本来ならばここの地で4万5,000㎡がふさわしかったんだという審議会の結論にはならないはずなんです。ですから、その辺の議論がないから、みんなそれぞれがそれぞれの中で、不完全燃焼の議論の中で思っているから、委員が言うように両論併記していく形になってしまうんです。

本来、審議会というのはそういう形じゃなくて、皆さんがそういうことを煮詰めて話せば、それではこうだねという、4万5,000㎡がふさわしいのか、もう少し総合行政のほうでこっちをしっかりと考えれば3万㎡で済むかもしれないじゃないかということが意見として出てくるわけです。それが無いから、皆さん不安に思うし、これをこのまま出すと、近隣住民は4万5,000㎡の建物がここに建つというのはものすごい違和感を覚えると思いますよ。それは審議会でどういう議論をしたのかということをしちゃんと議事録の中でうたっておかないと、審議会の意味がないと思うんですけど。ですから、その辺は総合行政と4万5,000㎡と、この地でいいのかということは非常に密接にかかわっている問題

じゃないかという気がします。

【会長】 どうですか、事務局としてこれは。しかし、話の前提としては、現在の地域行政制度を前提としてというところは、基本的な理念の中から引っ張り出したわけですから、なかなかそれ以上には。

【委員】 でも、前提がおかしかったことをみんなに認めさせて、それで議論してまとめるというのは、前提があいまいなものに対して議論しても非常におかしな結論しか出ない。

【会長】 それはこの審議会で議論する話じゃないんじゃないですか。

【委員】 でも、それをやらないと、また審議会でやる。

【委員】 それはここの答申にそれを本文として入れるのは難しいと思います、皆さん。でも、少数意見として入れていただければということで、本論であるのは難しいというのはよくわかります。

関連して5ページの真ん中ほどに、「場所については、本庁舎等の歴史的な経緯等から、現在の敷地が望ましいと考える」と。「しかし、交通」って、交通の面だけでこの敷地のことを書いてあるんですけども、私はここに現在の敷地規模を考慮して、周辺環境への影響も考えて今後検討が必要といったような、交通の便だけではないことを入れるべきだというふうに考えていたことが1つ。

付属資料の資料6ページの環境対応面というところに、専ら自分というんですか、庁舎自体の環境は考えているんですけども、周辺環境を考えてないと思うんです。緑のことは考えているけれども、風のようなことを考えてないといったような、環境のところはまだ足りないし、特に周辺環境への影響ということは本文に書き込むべきだというふうに思います。

【会長】 どうでしょうか、事務局としてはその辺は。

【庁舎計画担当部長】 よろしいでしょうか。まず、庁舎の場所として、ここに4万5,000㎡がふさわしいかどうかというお話ですが、基本のお話として、前提が総合行政ということと、少なくとも今の地域行政、3層構造の話、これは時代によって3層の仕組みが若干変わってくることはありつつも、世田谷の行政としてそれをどこかに集中、例えばすべてを本庁に持ってくるということではなくて、3構造は堅持しつつ、その本庁機能をここに用意しますということが前提ですということ。ただ、その3層構造の割り振りがいかにあるべきかというのは、申しわけございませんが、この審議会で議論する中身では

ないんでしょうねと。したがって、当面、今皆さんにお考えいただくには、現状の3層構造を前提として、将来どうなるかというのは多少あるわけですが、お考えいただきたいというのが1点です。

それから、4万5,000㎡がそもそもというお話ですが、それは今まで審議会でさんざんご審議いただいたとおり、基本的にこの庁舎が今圧倒的に狭隘化をしていて、区民サービスという面で問題を抱えているということについては、共通の認識をいただけたというふうに思っております。その中で、私ども事務局としては、4万5,000から6万という極めて幅の広い数字を提示させていただいております。ほんとうに4万5,000㎡で足りるかどうかというのは、計画をやってみなければ、計画によってその面積が有効に使えるかどうかというのもわかりませんが、前提としては前々回、その前でしたか、審議会で少なくとも4万5,000㎡程度はここに必要だよという議論、おおむねのご意見はいただけたと判断しております。

あと、場所の問題については、一応私どもとしては庁舎を建てるために取得できる可能性のある土地については、前々回お示しをさせていただいて、どれも帯に短しきたいところで、歴史的な経緯もあってここが当面一番、経費的な面からいってもとりあえずはということで検討したと。

ただ、実際に庁舎を建てるようになるまではまだまだ時間のかかる話ですから、その間によりよい土地が生まれることがあるのであれば、それはその時点では当然検討させていただいて、そちらのほうがよりいいということがあれば、それは今後、この庁舎の位置については、取得の可能性が出てくるのであれば、我々としてはそれについては検討していかなければいけないという意味でこういう形で書きましたが、確かに交通至便な場所としか書いてないんですが、本来的には庁舎としてより望ましい場所というような書き方になるのかもしれませんが、ちょっとその言葉足らずかと思っております。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 はい。

【委員】 先ほど冒頭に議事録のところで、委員から区の家ってないんだよねということで、ありませんという話だったんですが、今の話を聞いていると区の家がないんですか、あるんですか。

【庁舎計画担当部長】 区は家としては持っておりません。

【委員】 持っていないんですか。

【庁舎計画担当部長】 はい。

【委員】 ここで4万5,000㎡というようなおっしゃりをされたんですけれども、それは区の家ではないんですか。

【庁舎計画担当部長】 申しわけございません。会長、よろしいですか。案というのは具体的なプランとして持っているかという意味でいえば、ございません。

【委員】 この報告書のところにここに構想を立ててというので、4万5,000㎡という数字が出ますよね。あれも区の家ではないということで、あくまでもおっしゃるわけですね。

【庁舎計画担当部長】 会長、よろしいでしょうか。

【会長】 はい。

【庁舎計画担当部長】 具体的なプランではなくて、ここで、例えば実際の問題として可能性がゼロであれば、そもそも検討する必要がない話ですね。どうしても土地を探さなければいけない。しかしながら、ここは法的な条件、いろんな条件を含めると、最大可能としては6万くらいまではいけるということであるから、今の庁舎の問題を抜本的に解決することは、この土地でやることは少なくとも可能であろうという判断をしているということでございます。それで、同じように解決できる。

【委員】 ここでやるということを区の家として出しているわけではないということですね。

【庁舎計画担当部長】 そうです。この土地でやることは可能であるという判断をしているということです。

【委員】 さっきの文言を言ったのは、多分前回の発言の私の議事録の要旨の部分だと思うんですが、私はそれらのことを含めて区の家というふうに言ったので、区の家検討案とか、区の何とか案というのをつけなきゃいけない。計画案とは私は少なくとも言っていなかったんですけれども、計画案ではないけれども、検討して考えてみた考え方があったというのは事実ですね。

【庁舎計画担当部長】 そうです。そのとおりです。

【委員】 そういうふうにさっきの議論のところを直していただけますか。先ほどの議事録の要旨でしたかね。

【庁舎計画担当部長】 前回の。

【委員】 前回の議事録の要旨のところですね。

【会長】 さっきちょっとご質問があったのと同じことですね。

【委員】 区案がないというふうにおっしゃって、そうですとおっしゃったので、私はその意味がよくわからないまま今まで来て、今のお話を聞いて、私はそれは区案だろうというふうに思ったんですが、それは区案ではないんだということをきちっと残しておいてください。

【会長】 ほかにございますか。どうぞ。

【委員】 今、委員の言っている意味もわかるんですが、本来、この会ができ上がってきたその流れという前提からいえば、区長は建て替えようよという方向で見出されてきているのではないんですか。改築をしようとか、いろいろ議論は今までここに至るまでにできてはいるけれども、最初の始まりというのは、何がもとでこういう審議会ができ上がっているのかということは、今、事務局はないと言っているけれども、確かにそれは言葉としてはないかもしれない。

しかし、区長はこういうことを始めたいということから、もう何年前からこういったような機会を設けて、いろいろ調査をそれなりにしてきていると思うんです。それからこういう会が立ち上がったということは、いわゆるつくりかえようよという方向の原案というのがそこにあるから、こういう会ができ上がったのではないかと思いますけれども、どうでしょう。

【会長】 私のほうから答えてもいいかな。多分、その点につきましては、先ほどの委員の私案と対立した計画という意味ではないかと思うんです。ですから、区長が言われたのは大前提ですから、それについて意見をいただくということになっているわけですから、区長の話というのは、これもある意味ではこの答申を開いた理由になっているわけですから、そのことは正しいんですが、先ほどの違い、相違といいますか、私案と区案というのが対立するかどうかということについてはどうかということだと思うんですが。

【委員】 そのところは既にできてからの話になってくるんじゃないんですか。

【会長】 そうだと思うんです。ですから、今、その話は、区としての案はそういう大差はないという意味で言われているんだと思うんですが。

【委員】 だから、そのところは我々素人の目で考えたとして、何でこういう会が立ち上がったか。これだけの皆さんお忙しい中お集まりいただいて、いろいろ今まで既に議論をしてきているんですよ。だけど、もう既にここまで来るということは、区長なり、この審議会の方向性というのはもう出てきているわけです。それはいろいろ各自の私案と

いうのも入ってくるかと思う。委員に言わせれば、おれはプロ、あんたは素人だろうと。

【委員】 いえ、そんなことは一言も言っていません。

【委員】 結局そうなるわけですよ。細かい数字を出されたら、我々というのは細かい数字は読めないわけです。

【委員】 わかりやすくしようということです。

【委員】 わかりやすいかもしれない。じゃ、今言うように単純な言い方をすれば、事務局のほうでは6万という数字というのも出したいと。しかし、4万5,000で抑えていると。今、そういう言い方をしているわけですよ。その辺いろいろと区政の状態じゃなくて、今、こういう状況にあるから、そんなに大きくとってもいろいろな面で無理だろうと。その辺があるから、4万5,000ぐらいの数字であれば妥当性があるのではないかと。これは我々素人が見ても、そんな派手なものをつくったってしょうがないだろうというのと同じようにね。だから、方向性はこうやってもう出てきているんだから、早い話が、この辺で採決するというのもちょっと無理かもしれないけれども、一人一人の意見を全部平らに考えたら、やっていけないんじゃないですか。私はそう思いますけどね。

【委員】 平らに考えるんじゃなくて、審議会というのはそういう今みたいな意見をいろいろ言って、それにふさわしいことを答申に載せていくと。それが8回の中でそういう審議会のていをはなしてなかったということ。前回も言いましたように、一人一人の意見を聞いて時間が来てしまうと。それでは審議会のていをはなしていないんじゃないですかという意見が出ましたよね。まさにそういう問題が今露出しているわけですよ、そういうことをやってこなかったことが。4万5,000㎡がふさわしいのか、ふさわしくないのか、この場所で4万5,000㎡というのは、どういう規模の建物が建つのかということがお互い認識できなかったです。面積だけの問題でした。それは9階建てなのか、私の言った、そういう増築で4階建てみたいなののでつないでという案が2つ出てきたわけです。それはこの場所でふさわしいのか、実際。私の案もそれがふさわしいのか。そういう議論は一つもされてないわけです。

【会長】 この審議会では難しいと思いますよ、それは。共通の認識がちょっとできないです。

【委員】 できないです。

【会長】 不可能だと思います。

【委員】 ですが、そういう話をしなくちゃいけないですよ。住民の方にして

みれば、何で4万5,000㎡なんだと。私は4万5,000㎡を決めるとき、総務省の23㎡というのは、総務省がいつ出した数字なんですかということもお聞きしていると思うんです。それに対する回答は出ていません。今、OA化されて、机の周りにはものすごい小さなスペースで事務ができるようになっている。それによって総務省の出している23㎡は必要なかどうかということを検討してくださいという話も出してあります。それに対する回答をもらっていません。そういうことから、1人当たりの執務面積が23㎡でなくても可能かもしれないじゃないですか、これからの庁舎のあり方というのは。

【委員】 面積については、今までもう既に議論してきています。

【委員】 議論してないですよ。

【委員】 いや。今までの議論で何回か確認をした点だと思いますので、その点は蒸し返さないほうがよろしいんじゃないか。

【委員】 蒸し返してないです。返答をもらってないという話をしている。

【委員】 それはもう終わっていると思っているんだよね。

【委員】 今までの議論はそういったところ、機能の充実を図るということについては確認をしながら続けてきたと思う。

【委員】 機能の充実はもちろん全然問題ないです。

【委員】 そのために必要な空間は確保しなくてはいけないというのが、一応この会の議論なんです。

【委員】 必要な空間を確保するのは全然問題ないです。

【委員】 それについては4万5,000㎡という数字が出ていたということも事実だと思います。おそらくそこについての反対論は全体の合意としてはなかったと思いますが。

【委員】 ですから、合意がないというのは委員の印象ですね。私の考えとしては、機能的、機能的という言葉が出てくるんですけども、本庁舎の機能というのがほんとうにここで論じられたかといったら、機能とは何ですか。ですから、今回の案を見ましても、4ページ目の4万5,000㎡を確保することが望ましいの後に、またこういう場が要るといったような、どういう機能が要ということが整理されずにばらばら出てくるわけです。

今日の2ページ目の中ほどの下の「一部行政サービスの実施機関」、一部行政サービスと書いてあるだけで、機能的な庁舎であるとともに、それで3層構造の中心だ。じゃ、終わりのほうに出てくる交流の場は重要だけれども、中央の交流の場と総合支所の場と出張所にそれぞれ交流の場は必要だと思いますけれども、それはどういう考えで、ここにはどう

いう交流の場が要るかといったような機能的という、機能の具体的検討も十分なされてないから、ほんとうは4万5,000という数字は出てこないと私は思っていますから。

【委員】 それは、細かいところの機能までこのメンバーで決めるということではない。

【委員】 細かくはないです。

【委員】 大まかな基本的な考え方をこの場は議論するということで、今までしてきたはずです。

【委員】 もちろんそうです。

【委員】 3層構造に関していえば、私は先ほどの委員の意見ではっきりしていると思うんです。要するに区の基本的な行政の考え方というのはおっしゃるような3層構造で、それについて皆さんの合意はできていると思います。それは表現の仕方としては……。

【委員】 それで結構です。それはいいことです。私が今言いたいのは、機能ということについてきちんと検討したか、それを踏まえた面積であったかといえば、そうではないと思っていたということです。

【委員】 それははっきり言えば、具体的な機能、どれがどういう機能が必要かということは、細かい数量的なところまではしてないと思うんです。しかし、それは我々はここで議論できる細かさではないと思うので、ただ、今使っていらっしゃる区民の皆さんがご不便でないように、特にいろいろな方がいらっしゃいます。体の悪い方もいらっしゃいます、お年寄りもいらっしゃいます。そういう方にとって便利な形の庁舎にするというのが、おそらくこの場にいらっしゃった皆さんのご意見だと思います。

その基本的な考え方がこの答申に記載されるということが大事で、もう一つ申し上げれば、こういう審議会の答申というのは実は設計図とは違いますので、細かいことまでは書き得ません。骨格として、先ほど委員がおっしゃっていたような骨格のところクリアになっていれば、はっきり言えば3行でも4行でもいいと思うんです。それを前提にして、現在までの審議を踏まえて結論を出すべきではないか。

もちろん庁舎だけでないことは事実です。それに絡めばいろいろな問題はあると思うんですが、そこまで書き始めると、おそらく限られた期間の中の検討で、あるいはこのメンバーで議論するには適切ではない。少数意見というのは対立する少数意見とも限らない。要するに派生する中でのこういうことも考えなくちゃいけないよねというご指摘というのも、おそらく少数意見の中に入っていると思うんです。それは今回の答申ではその他の意見という形でまとめられているので、そこで必要なものは記載をするという考え方によろ

しいのではないか。この答申書の骨格はそういう考え方でできていると思いますし、会長のご努力で今までここまでまとめてきていただいておりますので、それを前提に今日は結論を出す方向でぜひ議論を集約するべきではないかと思います。

すみません。いろんな方のご意見があると思うんです。できるだけほかの方のご意見も聞いていただければと思います。

【委員】 ちょっと1点だけいいですか。

【会長】 1点だけ。どうぞ。

【委員】 この答申書の構成で、最初のところに鑑文があって、その後が答申書になるんですか。その後、付属資料という形で、付属資料はすべて一緒に出ていきますというお話であったんですが、ちょっと頭を冷静にというか、考えてみると、資料1と資料2という分け方が私にはちょっと納得がいかないんです。資料1というのは審議内容の骨子で、資料2はその他ということは、審議内容以外のことが意見として載せられているということになってしまいますので、少なくとも審議内容の骨子の中に入れていただかないと、審議とは別枠で議論があったかのごとくに位置づけられると思いますので、そこはぜひそういう位置づけをお願いしたいというのが1点。

それから、資料1の審議内容の骨子の頭のところに、「次のような問題点と対応すべき多くの課題を抱えているとの共通理解に至りました。」という書き方なんですけど、これは何が共通かというところが多分今の議論なんです。いろんな課題があるということが共通理解なのか。ここの書き方だと、共通に理解された課題を書きましたというふうに内容的には読めてしまうんです。ですから、そうではなくて、さまざまな今後とも検討すべき課題があるということが共通理解になったというふうに書いていただくべきだろうと私は思っています。そうすると、先ほどのその他の意見もそうですし、文化の問題とか、建築学会から今日出ております、前川の建築を残してほしいという依頼が来ているわけですけども、それらのことについてどう答案するのかとか、後の議論かもしれませんが、それらも含めてまさにさまざまな課題があったということをきちっと残しておいていただくことが、次の審議につながるんじゃないかなと思っていますので、ぜひそこはよろしくをお願いしたいと思います。

【会長】 そこはできるだけ修正を検討してください。

【庁舎計画担当課長】 今、さまざまなご意見をいただきましたので、ここで確認、整理させていただきたいと思います。

まず1点目、委員から出されました増築、大改修案を資料9の一番下のところに具体的に記述するという事。

それから2点目、委員から出ました答申書の本文ですけれども、4ページ目の「地域行政を前提として」の部分で、「地域行政の基本的理念を前提として」とすること。

それから、3点目が5ページ目、これも委員から出ました「また、具体的な本庁舎等の計画や設計などにあたっては、公平・公正、透明性を担保した様々な知恵や工夫を広く集めることのできる仕組みをつくり」というふうに変えること。

それから、委員から出ました2ページ目の「世田谷区の最大の特徴である地域行政制度」といきなり書いてあるんだけど、地域行政制度とはという説明を入れること。

それから、5点目ですが、3ページ目の一番上、「誰もが快適に利用できる区民のふれあいと交流をはぐくむ開かれた場」というのを、一番冒頭の現在の区民会館第一庁舎、第二庁舎の評価としても入れるということ。

それから6点目、これはその他の意見の話なんですけど、その他の意見に地域行政の意見、委員がおっしゃられた意見も入れることに加えて、その他意見と別刷りにするのではなくて、骨子に入れること。

それから、7点目として、4ページ目の「総合行政の観点からも、改善を図らなければならない」というところが目的語がないので、これは文言を考えますけれども、庁舎問題などの目的語を入れること。

それから8点目、場所について、より交通至便な場所への移転という限定した書き方ではなくて、周辺環境等庁舎にふさわしい場所というニュアンスで書き直すこと。

それから最後、9点目、委員からありました「共通理解が図られた」という書き方を「様々な課題があるということの共通理解が図られた」というふうに変えること。

以上です。

【委員】 ほかの皆さんもそれでよろしいでしょうか。

【会長】 そうですね。今日は大体今のことが事務局のほうで整理していただくということで、これを整理したものが最終案ということに大体なるかと思います。それで前提として、今回のこの案について順番にご意見を伺いたいのですが、これに関して答申（案）が是か非かというところにつきまして、個々人にご意見を伺いたいと思います。

それでは、委員からそういう意味で。

【委員】 まだ注文があります。でも、随分直すところがございます。それを見ずに、

今、これでいいというようなことを言って結構ですか。

【会長】 結構です。

【委員】 基本的な方向でよろしいんじゃないでしょうか。今のところは細かい文言の修正がありますから、今、ここで文言全部を確認というよりも、大体今のようなことで基本的な答申をかためるということでどうだろうかということではいかがでしょうか。

【委員】 みんな同じ意見じゃないんですか。改めて聞くから、おかしくなっちゃうんじゃないから。

【委員】 大体それで聞かれたらどうでしょうか。

【委員】 聞くも聞かないも、だって今これで修正が終われば、それでいいと思うんですよね。全員の意見じゃないかと思うんですけどね。

（「賛成」の声あり、「拍手」あり）

【委員】 それでまとめるのはいいけれども、この前、私も発言したんですが、部分的には非常に不十分な討議が行われてきていると、先ほどのご意見があるように。それは記録しておかなくちゃいけないことなんですよ。なぜかという、まず1つは、現在、本庁舎を使用している区の職員の声を、具体的にこの審議会で聞いていますか。聞いてないでしょ。

【委員】 必要ないでしょうよ。

【委員】 いや、二子玉川の大規模開発がありますね。人口動態が世田谷区内で変わってきますね。そういう状態をどのように見通して、ここの審議会ではやっていくか。だから、位置づけ論。それから、今後の区内の道路の整備及び交通網の整備等による将来を見据えた本庁舎の位置づけの討議を具体的にしなかった。エイトライナーがこれからできます。いろんな状況が出てきます。そういう交通網、アクセスが整備されてくる状況を、この審議会では具体的にどの程度まで議論したでしょうか。こういうまだ未不十分な部分というのはかなりあったということが、実際は委員の発言だとか、委員の発言とか、その他いろいろあるわけです。そういうものもこの中で無条件に成文化されていないということは、やっぱり入れておくべきだというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

【委員】 必要ないと思うね。必要ない。

【委員】 たしかいろいろな問題があると思うんですが、これは庁舎等の整備審議会ということで、そこに絞って、今回、我々は限られた9回の中で議論してきた。委員の言うとおり、もちろんそれは交通体系全体の問題もあるんですけども、今回のこの審議会で

の議論の中心はそこではなかったと。しかし、そういう問題もいろいろあるということは事実だと思うんですけども、この答申にはここまででおそらく書き得ることは限界ではないかと思いますので、それでご理解をいただきたいと思います。

【委員】 大体皆さん一人一人ではなくて。

【委員】 一人一人はいいでしょう、もう。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 はい。

【委員】 あまりしゃべらないといけないみたいな感じになってきたんですけども、基本的な流れは私はこれで結構だと思います、流れとしましては。というのは、先ほどからお話が出ていますように、庁舎の問題を考える審議会でございます、基本的には。したがって、庁舎問題の問題点を解決するためにどうするんだと。問題点が多々あるわけです。それを解決するためにこの審議会があるわけですから、その解決策をこの答申の中に織り込んでいただければ、流れとしましては非常にいいのではないかなと。細かいお話はございますけれども、それは審議会の枠外の問題。枠外の問題までここで審議する必要はないというふうに私は思います。

それから、文言が10カ所ぐらい訂正されております。これはやむを得ないと思いますけれども、基本的な考え方が変わらなければ、文言の修正は構わないと思いますので、流れとしてはこれで結構だと思います。よろしくお願いします。

【委員】 今のご意見にちょっと意見があります。問題点の解消をすることによっていい点が失われるということについても、やっぱり見ておく必要がありますよね。問題点だけが枠内ではないと思うんですけども、どうですか。

【委員】 その問題点を解決するために審議会があるのではないんですか。そのための区長の諮問があるんです。

【委員】 問題点だけが解消したら、気がつかない間にいいことが失われていたとか、そういうことはないですか。つまり大きな施設をつくり、今回、もう少し具体的に広場をもう少し重視したようないい広場って、皆さんおっしゃっていたと思うんです。今、全然そういうことで、交流の場とは書いてあるけど。

【委員】 具体的に広場をつくるとかつくらないというのは、ここで話題にする案ではないと。例えば前川先生の設計は空間が非常にいいと。そのマエカワイズムみたいなものを踏襲した、例えば設計にしていいただければ、新しいもの。そういうものを設計に織り込

んでいただければ。

【委員】　　そういうことを書いていただくといいと思うわけです。

【委員】　　空間がまた。ただ、それはここの中で我々は建物をつくるために審議しているわけじゃなくて、問題を解決するために審議しているんだという前提だと思います。

【委員】　　それは先ほどの原案の中にそういう文言がありましたよね、交流とか。

【委員】　　そうですね。このレポート自体が矛盾になってしまうと思う。この平米が必要だと。この敷地だと。

【委員】　　そこの敷地に関していえば、敷地はあれだけども、ほかにもっといいところがあれば考えると言っているわけですから。

【委員】　　その可能性がどのくらいあるかよくわからなくて、無理です。

【委員】　　それは申しわけないけれども、どこに区庁舎を建てるかというのは大変政治的な問題だと思うんです。審議会で決められる問題ではない。

【委員】　　わかりました。私から言えば、今おっしゃったようなことが可能な敷地を選ぶということを書いていただければ、それでいいです。

【委員】　　それはおそらく今の書き方で書くしかないと思うんです。要するにここから移すということも書けないし、この場以外ではないということも書けないわけですから。

【委員】　　今後、移転の可能性と書いてある。

【委員】　　それは作文技術だと思うんです、こういう審議会の答申の。私はこういうものをやるときには、意見が一致できるところと、不確実性があって一致できないところもあります。また、価値観が違って、少し意見が合わないところもあります。そこはある意味でやむを得ないので、できるところはあまりばらつかない範囲で書くというのが、おそらく意見をまとめるときのテクニックだと思うし、その作文技術は会長のもとで事務局はうまく書いてくれているような気がします。

ただ、もちろん今日ご指摘いただいたような点があると思いますので、そこは直したらいいと思いますが、あまりこれを変えますとバランスが崩れて、違う考え方からすれば、それはおかしいじゃないかという話になりますので、おおむね今のラインでご了承いただいて、細かい文言の修正はあり得るということで、今日は皆さんの合意が一応図られるという形にしたいと思うんですけれども、いかがでございましょう。

（「賛成です」の声あり）

【委員】 私の意見を言わせていただいてもいいですか。本文はなるべく短くしてください。説明が長過ぎると思います。それで、どういう説明が長いかというと、この区庁舎を建て替えてとはあえて言いませんが、改築するための必要条件しか書いてないんです。つまり、お医者さんに私が診てもらって、あなたはこういう手術の新しい技術があるんだから、こうしたほうがいいよということだけ言われているような気がして、私は漢方薬とか抗がん剤も考えてみたいんですけどというところが多分ないんですね。だから、どこに落ち着くかというのは、必要かつ十分なところに解は落ち着かなきゃいけないというふうに思いますので、今回やったのは基本的に必要であるということを議論しただけであって、これが十分な計画の方向だという議論はあまりできなかったというのが私の一番腑に落ちない点なんです。

したがって、この段階でまとめるのであれば、必要性ということをなるべく簡潔に書いていただいて、なぜ必要かということはむしろ付属資料の審議会の内容の骨子のところに十分書いてありますから、答申案文のところにもう一度書く必要はない。もっともっと短いコンパクトな10行ぐらいの文章で私はいいいんじゃないかなというのが意見です。

【委員】 そういうご意見もあると思うんですけども、ただ、いろんな皆さんのご意見の中で、区の地域行政の基本的な考え方などの思いをおっしゃられて、それについては書いてほしいという議論もあったわけですので、私はそういう議論を踏まえて、今日の議論、修正点の指摘もあったと思いますので、その範囲で基本的にはこれでご理解をいただきたいと思うんですけども、いかがでございましょうか。

【委員】 賛成。

【委員】 委員会は10回と決められているんですけども、10回目は何をなさるんですか。

【会長】 今日おっしゃったことを修正して、それを見せる。

【委員】 見てもらう。また、そこでいろいろと意見交換はできないということですか。

【庁舎計画担当部長】 基本的には今日ご了承いただいた方向で、明らかに間違いだとか、「てにをは」とかいう話があれば、それについての修正はあると思いますが、基本的には今日いただいたご意見で案としてはまとめたいというふうに考えます。

【委員】 ですから、審議が不十分な部分を含みながら答申書を出すというのは、審議委員としては非常に歯がゆいところがあるんです。もしできるならば、あと2～3回審議会を延ばすことはできないんですか。

【委員】 明日からあなた毎日来なさいよ。そうしてやればいいじゃない。

【委員】 それは別の話ですよ。

【委員】 そんな時間はないんだよ。

【委員】 じゃ、答申（案）を作成する小委員会みたいなのをつくってやられたらどうですか。

【委員】 これは最初から10回の予定でスタートしまして…。

【委員】 だけど、240億円というお金が使われるかもしれない重要な審議だ。

【委員】 すぐお金の話をするんだ。もっと大事な問題があるだろう。

【委員】 何を。

【委員】 すぐあなたはお金、お金と言うじゃない。お金よりもっと大事な問題があるでしょということだ。

【委員】 具体的に大事な問題って何でしょうか。

【委員】 命だよ。自分の命をどう思っているんだと。

【委員】 それ、ちょっとよくわからないな。自分の命をどう思っているかって、どうということなんですか。

【委員】 あなたはお金、お金って言っているからよ。

【委員】 税金が使われるから、もっと深い話しをしましょうと言っている。

【委員】 だから、お金だって、税金だって同じでしょうが。

【委員】 よくわからないよ、おっしゃっていることが。

それともう一つ、これは審議会会長あてに学会から要望書が出ていますけれども、審議委員としてこの要望書に対して審議会はどういうふうにお答えをするんですか。

【会長】 これは私の立場としては答えようがないですね、それは。

【委員】 これは区長にお任せしちゃうということですか。

【会長】 そうだと思いますね。私から答える必要もないと思いますし、また答えるすべもありません。

【委員】 あと1回あるんだから、完全に直すべきところはあと1回で修正するような形でね。

【委員】 10回で修正ができるのであれば、それで結構です。命が何だかんだという発言をしているのは、個人のあれに対する非常に侮辱した発言だと思いますので、訂正してもらってください。

【委員】 いいですか。第9回まで来ましたので、せっかく今まで円満にいていたのが、ここで第10回目を迎えられるんですが、円満に皆さんと心を合わせて立派なものができることを望みます。

【会長】 今まで9回、それから最終回が10回目というわけでございますので、確かに審議の足りないところはあったかもしれませんが、この期間である程度の方向性を出せたということは十分理解していただきたいと思います。

それで、今までございました幾つかの修正項目をできるだけきちとした形でまとめさせてもらいまして、次回、最終回の答申にしたいと思います。それでよろしいでしょ。

【委員】 それは事前に配られるんでしょうか。

【会長】 これは事前に配りますね。

【庁舎計画担当部長】 もちろんです。

【委員】 それから、今、委員が言ったことは議事録に載るんですね、発言は。載りますね。はい、わかりました。

【会長】 それでは、答申（案）はおおむね了解というご意見が大半であったと考えますので、これによって取りまとめたと思います。それでは、本日の審議を踏まえ、事務局に答申を作成させますので、次回は最後の確認ということでしていただきたいと思います。

【委員】 会長、確認ですか、それとも修正。

【会長】 修正は当然ですね。

【委員】 そのところを確認したいんです。

【会長】 できるだけ事前に入れていただければありがたいです。

【委員】 というのは、今日の私の第1回目の発言が、皆さん非常にあいまいだったものが明確になったでしょ。そういうことをきちんとするのが審議会ですから。

【会長】 できるだけ事前に意見を出していただいて、できるだけそのときに一緒に入れられるようにしたいと思います。

【委員】 そうしないといけない。それを承認するだけでは、次回、意味がないという意味で申し上げました。

【会長】 そうすると、あまり時間がかからないと思うので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

それでは、次に審議（3）第10回審議会の日程と確認と事務連絡について、事務局か

ら説明をお願いします。

【庁舎計画担当課長】 次回、最終回第10回目の審議会でございます。8月4日（火曜日）の午後7時からこの場所で行いますので、よろしくお願いします。

【会長】 そのほか事務局のほうから連絡事項はありますか。

（事務局から「事務連絡」）

【会長】 それでは、本日の審議会議事録に署名をいただく委員を私のほか、後藤委員にお願いいたします。後日、事務局で議事録が作成されますので、内容を確認されて、次の審議会の際に、ご署名をお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —